

2026年3月24日

意見書

最高裁判所 第三小法廷 御中

いのちのとりで裁判全国アクション

共同代表 尾藤廣喜（弁護士）、井上英夫（金沢大学名誉教授）、木下秀雄（大阪市立大学名誉教授）、藤井克徳（NPO 法人日本障害者協議会代表）、吉田松雄（全国生活と健康を守る会連合会会長）、雨宮処凛（作家）、稲葉剛（住まいと貧困に取り組むネットワーク世話人）

事務局長 弁護士 小久保哲郎

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目14番16号 西天満パークビル3号館7階
あかり法律事務所 電話 06-6363-3310 FAX 06-6363-3320

私たちは、2013年から行われた史上最大の生活保護基準引下げについて、全国29地域で1000人以上の原告が31の訴訟を提起して闘ってきた集団訴訟（いのちのとりで裁判）の原告、弁護団、支援者でつくる団体ですが、現在、御庁に係属している関連訴訟の審理に関して、以下のとおりの意見を申し上げます。

第1 意見の趣旨

- 1 現在、御庁に係属している関連訴訟のうち、控訴審において一審原告が勝訴している事件については、速やかに上告不受理決定をしてください。
- 2 現在、御庁に係属している関連訴訟のうち、控訴審において一審被告が勝訴している事件については、速やかに上告受理決定のうえ、判決を言い渡してください。

第2 意見の理由

1 判決が確定しない原告には追加給付を行わないという不当な局長通知

- (1) いのちのとりで裁判のうち先行した大阪訴訟と愛知訴訟について、御庁は、2025年6月27日、生活扶助基準の減額改定の違法性を認め、保護費減額処分の取消しを命じる判決を言い渡した。
- (2) 厚生労働省は、最高裁判決の対応に関する専門委員会報告書をふまえ、同年11月21日、最高裁判決への対応策を公表した。その内容は、原告らを含むすべての生活保護利用世帯に対し、①最高裁判決で違法とされなかった「ゆがみ調整」は有効として変更せず、②同判決で違法とされた「デフレ調整（－4.78%）」に代え、低所得世帯の消費実態との比較による新たな水準調整（－2.49%）を行い、その差額を支給するが、③原告らについてのみ「特別給付金を支給し、②による減額分を穴埋めする、というものであった。

この対応策は、最高裁判決を軽視し、原告と原告以外とを分断するものであって到底容認できず、私たちは、新たな訴訟提起を視野に集団審査請求運動に

取り組む方針を既に決めている。

- (3) 厚生労働省は、同年12月19日に開催した全国の自治体向け説明会において、原告らに対しては、それ以外の生活保護利用世帯に先立ち、2026年3月中に追加給付を行うスケジュールを示したが、その際、判決が確定しているか否かで差をつけるとの説明はなかった。

しかし、本年2月20日に最高裁判決を踏まえた国の対応策の内容を示した厚生労働大臣告示とともに発出された厚生労働省社会・援護局長通知（7頁）において、突然、確定判決を受けた原告と訴訟係属中の原告の扱いを違え、訴訟係属中の原告には確定判決を受けるまで上記②③の追加支給をしない方針であることが明らかにされた。

- (4) 厚生労働省は、判決が確定した原告については本年3月中に上記②の追加給付を行うとしており、本年3月6日、大阪訴訟の2人の原告に対し、東大阪市が追加給付を実施したのを皮切りに各地で準備が進んでいる。原告以外の生活保護利用者についても、本年4月以降には速やかに追加給付を行うものとされている。そうすると、訴訟係属中の原告らに対する追加給付が、原告ではない生活保護利用者よりも遅くなる事態が生じる可能性が極めて高い。

しかしながら、判決が確定しているか否かにかかわらず、原告らは、10年以上にわたり、訴訟活動に留まらない運動を展開し、最高裁判決にも少なからぬ貢献をしている。判決が未確定であるという理由で、追加給付の時期が、確定判決を受けた原告よりも後になり、さらには、原告ではない生活保護利用者よりも後になるというのは、著しく正義に反する。

2 御庁に係属中の訴訟について速やかな判決確定を

- (1) 上記の31訴訟のうち、現在、御庁に係属（係属予定を含む）している以下の10の訴訟は、いつ判決が確定するか、見通しが立たない状況にある。

ア 控訴審で原告側勝訴

福岡訴訟、京都訴訟、札幌訴訟、埼玉訴訟、広島訴訟

東京はっさく訴訟（近々係属予定）

イ 控訴審で原告側敗訴

秋田訴訟、兵庫訴訟、佐賀訴訟、熊本訴訟

- (2) 1で述べたとおり、判決が確定しない時期が続くということは、それだけ追加給付を受けられない時期が延びるということである。

もともと高齢者の多い原告は、10数年の闘いを経てさらに高齢化しており、原告の中には最高裁判決後に亡くなる者も生じている。さらに、判決確定を待つ間に命が尽きる者が生じる可能性も高い。国は、死亡した者には何の給付もしないとしていることから、原告からは「死ぬのを待っているのではないか」との声も聞こえる。

1000人以上の原告による31の訴訟団は、一体として、生活保護費の引き下げ処分を争う訴訟を進めてきた。先行した大阪訴訟と愛知訴訟が最高裁で確定した以上、他の29の訴訟も速やかに確定させることは、31の訴訟団の

共通の思いである。

したがって、私たちは、御庁に対し、上記(1)イの4つの訴訟について、すみやかに判決を言い渡すべきであるとの意見を述べる。

- (3) 最高裁判決の後、次々と高裁判決が言い渡されている（富山訴訟、石川訴訟、三重訴訟、青森訴訟、神奈川訴訟、宮城訴訟、沖縄訴訟、岡山訴訟）が、これらの事件について、被告は上告受理の申立てをしておらず、被告が敗訴した高裁判決が確定している。このことは、原告が勝訴し、減額処分を取り消した控訴審判決について、上告受理申立理由がないことを意味している。

上告受理申立理由が認められないという点では、上記(1)ア記載の控訴審で原告が勝訴した6つの訴訟も同様である。上記の6つの高裁判決は、デフレ調整の違法性を認め、処分の取り消しを命じた点で最高裁判決と共通している。デフレ調整の違法性の認め方は、各判決に違いがあるが、その違いが、「法令の解釈に関する重要な事項」（民事訴訟法318条1項）にあたることはない。

したがって、私たちは、御庁に対し、上記(1)アの5つの訴訟について、すみやかに上告不受理決定をするべきであるとの意見を述べる。

以 上